

福みえ 社え

伝える
つながる
ひびきあう

9
2021 September
No.364



「令和2年度三重県障がい者芸術文化祭」に出品された素敵な作品のお写真を公益社団法人三重県障害者団体連合会様よりいただきました。

もくじ

- 特集：社協の貸付 2
- 連載：災害とふくし 5
- 赤い羽根共同募金運動が始まります 6
- information 7
- 三重県共同募金会からのお知らせ 8



ふれあいネットワーク

特集

社協の貸付

1. 生活福祉資金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減収された方々を対象として、生活福祉資金の特例貸付が昨年3月25日から始まり、数度の申請期限延長を受けて、令和3年11月30日を申請期限として実施されています。

生活福祉資金貸付制度自体の歴史は古く、その前身である世帯更生資金運営要綱が昭和30年8月1日付で制定されたところから始まりました。生活福祉資金の他にも、近年は福祉分野の人材確保等を目的とした新たな貸付事業も制度化されています。

そこで今回は、三重県社会福祉協議会で実施されている様々な貸付事業について紹介します。

昭和30年の世帯更生資金（平成2年に現在の生活福祉資金へ名称変更）発足後、時代の趨勢に合わせて貸付種別の増設や限度額変更、統廃合等を繰り返してきました。

現在の体系は、リーマンショック後の平成21年10月に再編されたものが基本となっています。大きく分けて総合支援資金、福祉資金（緊急小口資金を含む）、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種別に整理されましたが、資金使途毎にそれぞれの資金種別においてさらに細分化されており、限度額や償還期間の上限も異なっています。

このうち、不動産担保型生活

資金は一般向けと要保護世帯向けの2種類があり、いずれも居住している不動産を担保として当座の生活費を貸し付けるもので、他の資金とはやや性格を異にします。それ以外の生活福祉資金の概要は（表1）のとおりです。

生活福祉資金貸付制度においては従来から、伊勢湾台風や阪神・淡路大震災といった大規模な天災発生時には特例貸付の対応がなされてきました。新型コロナウイルス感染症に関して令和2年3月25日から特例貸付が始まり、申請期限の延長が複数回なされる中で、令和3年7月末日までの貸付決定の件数・貸付決定額は、特例緊急小口資金で10,372件・19億9,637万円、特

例総合支援資金（延長・再貸付を含む）で5,871件・37億6887万7,500円となっています。

平成20～22年頃のリーマンショック後の貸付については、製造業が盛んな北中勢地区での需要がほとんどであったのに比べて、新型コロナウイルス感染症の影響は多岐に亘る産業に至っており、桁違いの貸付件数となっています（表2参照）。

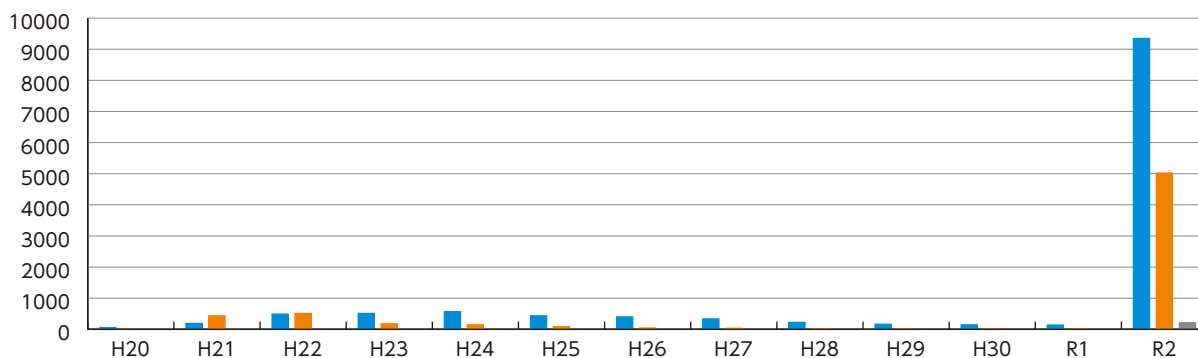
これらのコロナ特例貸付については、一定の所得要件（借受人および配偶者のいずれもが住民税非課税）を満たした方への償還免除は予定されているものの、未曾有の規模の債権管理をいかに進めていくかが、令和4年度以降の大きな課題となっています。

(表1) 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金の概要

資金の種類	資金用途	貸付上限額	据置期間	償還期間		
総合支援資金	生活支援費	単身世帯 月額15万円 2人以上の世帯 月額20万円	最終貸付日(生活支援費と併せて利用した場合は生活支援費の最終貸付日)から6ヵ月以内	10年以内		
	住宅入居費	敷金、礼金等の住宅に入居するために必要な費用			40万円	
	一時生活再建費	日常生活費で賄うことが困難な、生活再建に必要な一時的な費用			60万円	
福祉資金	緊急小口資金	緊急かつ一時的な理由により生計の維持が困難となった場合の生活費	2ヵ月	12ヵ月以内		
	療養費	療養することで仕事に復帰するための資金	170万円	最終貸付日から6ヵ月以内		
	介護等費	一時的に介護サービス等を利用するための資金				
	福祉費	就職準備、結婚、出産、葬儀等、生活を営む上で一時的に発生する資金	50万円	貸付日から6ヵ月以内	3年以内	
	福祉費(住宅)	住宅の増改築、拡張、補修、保全のために必要な経費	250万円		7年以内	
	福祉用具購入費	障がい者または、高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具の購入に必要な経費	170万円		8年以内	
	障がい者自動車購入費	障がい者が自ら、もしくは障がい者のために使用する自動車の購入、車検、修理費等	250万円		8年以内	
	災害援護資金	被災したことにより臨時に必要な経費	150万円		7年以内	
	生業費	事業を営むために設備、機械、器具を新しく購入したり、整備する費用およびそれらの補修、改良、改修、拡充などに要する費用	460万円		10年以内	
	技能習得費	就業をするために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費	130万円		修了後6ヵ月以内	8年以内
教育支援資金	教育支援費	授業料 施設整備費 実験実習費 部活動費 通学費など、修学するのに必要な経常経費	高校 月額3.5万円 短大・高専 月額6.0万円 大学 月額6.5万円		卒業後6ヵ月以内	10年以内
	就学支度費	入学金 教科書 参考書 学用品 制服 体育着 鞆 靴 通学用自転車などの経費	50万円			

(表2)

緊急小口資金及び総合支援資金貸付件数の推移



緊急小口件数	55	189	487	510	568	435	399	336	223	163	145	137	9345
総合支援件数	0	435	510	179	144	84	43	33	18	7	1	2	5020
再貸付													511

(表3)

資金種別	(細目)	上限額	対象者	免除に必要な就労等の期間
介護福祉士修学資金	(修学金)	月額5万円	介護福祉士養成施設で学び、介護福祉士資格取得後三重県内で介護職員等の業務に従事しようとする者	原則5年 (過疎地特例の場合3年)
	(入学準備金)	20万円		
	(就職準備金)	20万円		
	(国家試験対策費用)	4万円×2年		
	(生活費加算)	地域により異なる		
保育士修学資金	(保育士修学資金)	月額5万円	保育士養成施設で学び、保育士資格取得後、原則正規雇用の保育士として勤務しようとする者	原則5年
	(就職準備金)	40万円	三重県内の保育所等に再就職しようとする者	原則2年
	(保育補助者雇上費)	年額295万3千円	保育補助者の雇上を行っている事業者 ※令和3年10月から開始予定	定められた期間内に保育士資格を取得
介護福祉士実務者研修受講資金		20万円	介護福祉士実務者研修施設を卒業(修了)し、資格取得後三重県内の介護福祉施設等で介護等の業務に従事しようとする者	2年
介護職就職支援金	(介護分野就職支援金)	20万円(1回限り)	介護職として従事したことがない者で、介護福祉・障害福祉の分野で介護職として就職を目指す者	2年
	(障害福祉分野就職支援金)	20万円(1回限り)		
ひとり親等家庭高等職業訓練促進資金	(入学準備金)	50万円(1回限り)	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職を目指すひとり親家庭の親	5年
	(就職準備金)	20万円(1回限り)		
離職した介護人材の再就職準備金		40万円	指定された資格を保持し、直近の離職日から介護職員として再就職するまでの間に三重県福祉人材センターに登録の上、三重県内の介護事業所で常勤職員として再就職が決定した者	2年
児童養護施設退所者等自立支援資金	(生活支援費)	原則月額5万円	児童養護施設等の退所又は里親家庭からの委託解除後に保護者等からの経済的支援が見込めない進学者、就職者	5年
	(家賃支援費)	地域により異なる		
	(資格取得支援費)	25万円		2年

社協で実施している貸付についての概要を紹介させていただきます。紙面の都合上掲載内容には限りがありますので、詳細についてはHPでご確認いただくか、三重県生活福祉資金センター(☎059-226-1118)までお電話ください。

Ⅱ. その他の貸付について
 本会では、生活福祉資金以外にも様々な貸付を実施しています。これらについては、貸付の目的(福祉人材の確保や当該世帯の自立)を達成し、一定の条件を満たした場合には返済免除となるのが特徴です。(表3参照)

お話を伺った方



写真右から 長岡さん、中島さん、福田さん

社会福祉法人洗心福祉会

 法人本部 経営企画室 参事
 津地区第一老人介護事業部 部長
 法人本部 経営企画室 室長代理

長岡 宏明 さん
中島 悟 さん
福田 稔 さん

連載

災害とふくし

第2回

施設・事業所における防災の取組み

三重県内でも新型コロナウイルス感染症の急拡大により、まん延防止等重点措置に引き続き緊急事態宣言が発出されるなど災害とも言える事態となっています。

そのような中でも、自然災害は待ったなしの状況で、全国各地の豪雨災害も多発しており、日頃からの防災への取組みがますます重要になってきています。

今回は、社会福祉法人洗心福祉会の取組みについてご紹介します。

防災への取組み状況

防災マニュアルやBCPの策定など、法人が運営する各拠点単位で防災への取組みを行っていましたが、近年のBCP策定の重要性なども踏まえ、法人として考えを一本化したものを作成しようという目的で、平成30年度に「防災委員会」を発足させました。

立ち上げ当初は、法人のリスク管理担当者と各事業所からの代表数名でスタートしました。

その後、様々な取組みを通して、トップダウン方式による全体統制がより効果的と考え、現在のメンバーは、老人介護事業の施設長が3名、保育事業の園長が1名、法人本部の参事でリスク管理担当者1名が中心となって構成されています。また、検討する内容によっては、理事長等の経営陣や法人本部の担当職員も参加し、対策を講じています。

コロナ禍での防災の取組み

防災委員会での対応も、現在は新型コロナウイルス感染症（以下…コロナ）の対応がほとんどです。コ

ナも広い意味では災害と同じで、対応内容も自然災害時と重なる部分は多いです。異なる点と言えば、当法人は、拠点が県内外を含め各地にあるので、自然災害では、その立地場所などで災害内容が違う点です。海に近い施設、山に近い施設などがあり、それぞれで対応策が異なるので法人の総合力でカバーし合いながら対応したいと考えています。

施設・事業所の防災対策

平時は、各拠点単位で防災マニュアル等をもとに地域住民や消防署等と連携した避難訓練を行うなどしています。コロナ禍では、感染防止のため訓練ができていませんが、オンライン化が進みました。

遠隔操作が可能なモバイルPCを活用し、事務所にいなくても出先からシステムを操作できたり、法人全体の情報共有ツールとしてグループウェアを導入したことで、「デスクでパソコン」の考え方もかなり変わったように思います。

先日、ある拠点で一時的に停電するという非常事態もありましたが、モバイルPC等の活用もあって、ご利用者の支援を継続して対応することができました。こうしたオンラインの整備は、県の補助金等を活用しながら整備しています。コロナは非常事態ではありますが、これらの経験を全体で共有・蓄積していくこと

は、防災の意味でも将来に活かされたいと思います。


 法人本部内には備蓄品も完備!
 ※写真はその一部

今後の取組み

まずは、防災委員会でも法人としての防災マニュアルの作成を進めていきます。

法人の理念にも掲げる「地域社会に貢献する」を大切に、施設や事業所がサービスを提供するだけでなく、地域資源として地域の拠点にもなれるよう、今後も防災をはじめとした様々な取組みに努めていきたいと考えています。

取材メモ

自治会との協定により法人本部の入る建物は避難所に指定され、毎年地元の自治会との協働による避難訓練が実施されています。





10月1日から 赤い羽根共同募金運動が始まります

赤い羽根共同募金

共同募金運動は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まって以来、県民の皆さまの善意に支えられ、地域福祉活動の推進に貢献してきました。

共同募金へお寄せいただいた寄付金は、県内各地の地域福祉のために役立てられます。

本年もコロナ禍での共同募金運動となりますが、中央共同募金会より示された「衛生配慮に係るガイドライン」により実施してまいります。

誰もが住み慣れた町で安心して暮らすことのできる地域社会づくりのために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

社会福祉法人 三重県共同募金会
会長 小笠原 まき子



令和3年度目標額 **290,000,000円**

一般募金 250,929,055円 (令和4年度事業に充当)、歳末たすけあい募金 36,070,945円、
地域課題解決型募金 3,000,000円

一般募金	地域のふれあいサロンやボランティア支援など、地域福祉・在宅福祉向上のために	200,338,555円	29 市町社会福祉協議会 194,696,555円 三重県社会福祉協議会 5,642,000円
	民間社会福祉施設・団体の活動に	4,890,500円	団体の事業活動のほか施設整備、備品購入などを支援します
	災害時の活動支援のために	8,700,000円	募金総額の3%を準備金として積み立てます
	共同募金運動に必要な経費に	37,000,000円	県共同募金会、市町共同募金委員会、中央共同募金会
歳末たすけあい募金 (地域歳末たすけあい NHK 等歳末たすけあい)		36,070,945円	一人暮らし高齢者、施設利用者の方々
地域課題解決型募金		3,000,000円	地域の課題解決に取り組んでいる団体

information

令和3年度障がい者による芸術文化祭「三重県障がい者芸術文化祭」サブタイトルと作品募集をしています。

- 応募期間** 令和3年9月1日(水)～9月30日(木) 必着
- サブタイトル募集** 障がい者芸術文化祭を表し、親しみやすい内容で20字以内。自作で未発表のものに限ります。作品募集とは別に1人3点まで応募できます。(県内に住所を有する方 ※障がいの有無は問いません)
- 作品展** 絵画、写真、書道、陶芸、手芸、工芸(版画・彫刻含む)、貼り絵・CG、俳句
(県内に住所を有する障害のある方)
- ステージ発表(Web)開催** 音楽(歌唱・楽器)、演劇、ダンス等
三重県障がい者芸術文化活動支援センターのホームページにYouTube動画にして配信します。
1グループ、10分以内の動画を撮影し提出してください(10月30日まで)
(県内に所在し出演者の半数以上が障害のある方)
- 応募方法** 規定の応募用紙により事務局へ郵送、FAXまたはメールにてお申し込みください。
応募用紙は、ホームページ(三重県、三重県障害者社会参加推進センター)からもダウンロードできます。
- 開催期間** 令和3年12月3日(金)10時～16時
令和3年12月4日(土)10時～12時 ※事前申込制(予約制)
津市芸濃総合文化センター市民アリーナ【〒514-2211 三重県津市芸濃町椋本6824】
- 応募先・お問合せ** 三重県障がい者芸術文化祭実行委員会事務局(公益社団法人 三重県障害者団体連合会)
〒514-0113 津市一身田大古曾670-2 三重県障がい者芸術文化活動支援センター内
TEL 059-232-6803 FAX 059-231-7182 Email suishin.c@mie-kensinren.or.jp

令和3年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ぶくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

1 基本補償(賠償・見舞)

▶ 保険金額		基本補償(A型)		見舞費用付補償(B型)	
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用			死亡時100万円 入院時1.5～7万円 通院時1～3.5万円	

▶ 年額保険料(掛金)

	定員	基本補償(A型)
基本補償(A型)	1～50名	35,000～61,460円
	51～100名	68,270～97,000円
	100名以降1名～10名増ごと	1,500円

付見舞費用(B型)

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円
--------------	---	---



スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
(引受幹事) 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00～17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30～17:30(12/29～1/3を除きます。)



三重県共同募金会からのお知らせ

令和3年度 NHK 等歳末たすけあい義援金申請団体募集のお知らせ

NHK 等歳末たすけあい義援金の申請団体を募集しています。

- ① 募集期間** 令和3年9月1日（水）から10月8日（金）まで（消印有効）
- ② 対象事業** (1) 身体障害者（児）、知的障害者（児）、支援を必要とする高齢者等の配分事業
(2) 全国テーマの「つながりをたやさない社会づくり ～あなたは一人じゃない～」及び「災害」の配分事業
(3) (1)を実施するために必要な一般車両・福祉車両整備及び備品等の購入
- ③ 応募方法** 本会のホームページ (<https://mie-akaihane.or.jp/>) から様式をダウンロードし、郵送または持参してください。
- ④ その他** 対象団体、助成額など、制度の詳細については本会のホームページ (<https://mie-akaihane.or.jp/>) をご覧ください。

令和3年度テーマ型募金 申請団体募集のお知らせ

共同募金運動の期間拡大期（1～3月）に新しい募金方法のテーマ型募金に取り組む団体を募集しています。

- ① 制度概要** 地域の課題解決に取り組む団体が、その活動を住民の方に広く呼びかけ、住民の方の理解と共感に基づく募金活動を行い、必要な資金を確保することで、地域福祉の推進につなげていくことを目的としています。
- ② 募集期間** 令和3年9月1日（水）から10月8日（金）まで（消印有効）
- ③ 応募方法** 本会のホームページ (<https://mie-akaihane.or.jp/>) から様式をダウンロードし、郵送または持参してください。
- ④ 団体への支援** ご応募いただいた団体に対しては、説明会を開催するなど取組み準備をお手伝いします。
- ⑤ その他** 対象団体、対象事業など、制度の詳細については本会のホームページ (<https://mie-akaihane.or.jp/>) をご覧ください。



発行人／井村 正勝

編集人／松本 利治・広報委員会

発行所／社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

TEL：059-227-5145 FAX：059-227-6618

URL：https://www.miewel-1.com/ E-mail：info@miewel.or.jp

編集協力／株式会社アイリック